

社会福祉法人ハルモニア

役員等報酬基準

1 報酬等

役員等名	報酬等の種類	報酬等の額	備 考
理事長	1 基本報酬 2 退職慰労金	月額 256,040円 506,280円×理事長在任 年数（端数は月割りとし、 1カ月未満は1カ月に切り 上げる）	施設長等の役職を兼 務し、且つ福祉医療 機構及び県共済の退 職金制度に加入して いた期間がある場合 は、その期間の理事 長在任年数を3分の 2に算定する
業務執行理事	1 業務報酬 2 業務に係る費用弁償 3 理事会・評議員会出席報酬 4 理事会・評議員会出席費用弁償	日額 7,000円 日額 3,000円 日額 7,000円 日額 3,000円	
理 事	1 業務報酬 2 業務に係る費用弁償 3 理事会・評議員会出席報酬 4 理事会・評議員会出席費用弁償	日額 7,000円 日額 3,000円 日額 7,000円 日額 3,000円	
監 事	1 業務報酬 2 業務に係る費用弁償 3 理事会・評議員会出席報酬 4 理事会・評議員出席費用弁償	日額 7,000円 日額 3,000円 日額 7,000円 日額 3,000円	
評議員	1 業務報酬 2 業務に係る費用弁償 3 評議員会出席報酬 4 評議員会出席費用弁償	日額 7,000円 日額 3,000円 日額 7,000円 日額 3,000円	
その他の外部 委員	1 委員会出席報酬 2 委員会出席費用弁償	日額 7,000円 日額 3,000円	

（註）①理事長及び職員を兼務する役員等には理事会・評議員会等の出席に係る報酬等は支給しない。

②県外からの役員・評議員等の費用弁償は実費支給する。

2 出張旅費

役員（理事・監事）・評議員及び外部委員等が法人の業務のため出張する場合、次の基準に基づき出張旅費を支給する。

旅 費	宿泊費（日額）	報酬（日額）	その他の経費（食卓料等）
実 費	15,000円	7,000円	実 費

（註）①職員を兼務する役員等は職員旅費規程により支給する。

②月額報酬を支給している役員等は宿泊出張の場合のみ日額報酬を支給する。

附 則

この基準は、平成29年 4月 1日より適用する。

一部改定 平成29年11月 1日（理事長及び兼務役員等の支給の註及び、役員退職慰労金を追加）

一部改定 平成30年 6月10日（理事長の実費弁償費の削除、出張報酬の註を追加）

一部改定 平成31年 4月 1日（理事長退職慰労金の備考欄の条件に福祉医療機構及び県共済の退職金制度への加入を追加／2019年6月8日議決）

一部改定 2020年 6月 1日（新理事長の就任に伴う報酬額の変更／2020年6月20日議決）

一部改定 2021年 4月 1日（理事長の運営経験加算に伴う報酬額の変更／2021年3月13日議決）

一部改定 2022年 4月 1日（理事長の運営経験加算に伴う報酬額の変更／2022年3月12日議決）

一部改定 2023年 4月 1日（理事長の運営経験加算に伴う報酬額の変更／2023年3月11日議決）

一部改定 2024年 4月 1日（理事長の報酬額の変更／2024年3月9日議決）